

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年1月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成18年8月22日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

善通寺ショッピングセンター 善通寺市善通寺町字本村道下187番1ほか

3 法第8条第1項の規定により善通寺市から聴取した意見の概要

来客者による影響で通勤等のラッシュ時に周辺道路（県道善通寺詫間線）の交通渋滞が想定される。一般通行車両、歩行者等に影響が無いようガードマンを配置して対応されたい。

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市建設経済部商工観光課

(2) 縦覧期間

平成19年1月12日（金曜日）から同年2月13日（火曜日）まで